	社会福祉施設の運営管理		
	- 1 理念・基本方針		
(	(1)社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。		
	評価 結果	社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職	
	_	員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられている。	
	а	b)社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、	
		職員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられていない。	
		c ) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。	
	評価 結果	社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に周知している。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために	
		利用開始前に具体的な説明がなされ、かつ、利用開始後も、疑問や質問等が生じた場合に対	
		応するための具体的な体制ができている。	
	а	b)社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために	
		利用開始前に具体的な説明がなされているが、利用開始後に疑問や質問等が生じた場合に対	

#### 【 -1 理念・基本方針の特記事項】

・毎年度事業計画書(サポ・トプログラム)に明記され、年度当初全職員に配布され説明を行っている。

c) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうための

応する具体的な体制はできていない。

利用開始前の説明が十分ではない。

	- 2 事業計画		
(	(1)サービスの質の向上に向けた事業計画を策定している。		
	評価 結果	福祉サービス実施機関としての中・長期的な課題を把握している。	
	а	【判断基準】 <b>a</b> ) サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができている。         b ) サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。         c ) サービス内容やサービス実施体制について、中・長期的な課題や問題点を把握していない。	
	評価 結果	中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が適切に策定されている。	
	а	【判断基準】 <u>a)年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができている。</u> b)年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。  c)年度毎にサービス内容やサービス実施体制について、課題や問題点を把握していない。	

(2)事業計画の評価を行っている。		
	評価 結果	事業計画の実施状況に関する評価を行っている。
		【判断基準】
		<u>a</u> )事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われてお
		り、そのための評価の様式が整備されている。
	а	b )事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われてい
		るが、そのための評価の様式が整備されていない。
		c )事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われてい

#### 【 -2 事業計画の特記事項】

ない。

- ・平成16年度に10ヶ年の事業推進計画が作成されている。(1)-
- ・施設の単年度事業計画は職員全体で目標管理シート(前期・後期に区分)により管理、検討しながら作成している。(1)-
- ・職員の自己評価様式「目標管理表」とアンケ・トに基づいて、単年度の事業状況の評価を行っている。

**(2)** -

#### - 3 管理者の責任とリーダーシップ

(1)管理者の責任が明確にされている。

	1)官項目の負性が明確にされている。		
	評価 結果	管理者の責任が明文化されている。	
	b	【判断基準】	
		a)管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されており、かつ共通認識を図る場が設	
		けられている。	
		<u>b</u> )管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されているが、共通認識を図る場は設け	
		られていない。	
		c ) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されていない。	

#### (2)管理者のリーダーシップが発揮されている。

評価 結果

b

管理者は福祉サービスの向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。
【判断基準】
a ) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ職員からの業
務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が
意欲的に取り組めるような組織作りをしている。
<u>b</u> )管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、職員から
の業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職
員が意欲的に取り組めるような組織作りはしていない。
c ) 管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っておらず、職員から

の業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職

#### 【 -3 管理者のリーダーシップの特記事項】

・管理者が、年3回職員との個別面接を行い、意向の把握及び課題について話し合っている。 (2) -

員が意欲的に取り組めるような組織作りもしていない。

	- 4 体制及び責任		
(	(1)施設の運営が適切に行われている。		
	評価 結果	施設内の組織について職制・職務分掌等を明確にしている。	
	а	【判断基準】 <u>a)職種ごとの分担や責任の所在が明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。</u> b)職種ごとの分担や責任の所在が明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは、十分に行われていない。 c)職種ごとの対する分担や責任の所在が明文化されていない。	
	評価結果	サービス内容の記録や引き継ぎは適切に行われている。	
	С	【判断基準】 a)サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。 b)サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは十分ではない。 c)サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されていない。	

### 【 -4 体制及び責任の特記事項】

・事業計画書(サポ・トプログラム)で職員人事表・職務分掌表・支援体制図・各科職務分掌表が明示され、年度当初全職員に配布され説明を行っている。 (1) -

	(1)経営環境の変化等に適切に対応している。		
	評価 結果	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行い、把握された情報	
	а	について職員と共通認識を図る場を設けている。	
	ľ	b)事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っているが、把握さ	
		れた情報について職員と共通認識を図る場を設けていない。	
		c )事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っていない。	
	評価 結果	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ経営状況について	
		職員の共通認識を図る場を設けている。	
	а	b )経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、経営状況につ	
		いて職員の共通認識を図る場は設けられていない。	
		c ) 経営状況の分析的な把握も改善に向けた具体的な取り組みも行っていない。	
I -	_	/2 光小口 o th to a th	

#### 【 -5 経営状況の把握の特記事項】

・毎週月曜日に職員・利用者に対して朝礼を行い、社会福祉制度及び地域状況の情報を伝えている。

**(1)** -

	- 6 サービス内容の検討体制		
(	(1)質の向上のための取り組みが行われている。		
	評価 結果	提供するサービス全般の内容検討が定期的に行われている。	
	а	【判断基準】 <u>a)提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会等が職種や経験年数の異なる委員から構成され、かつ他施設の情報等も取り入れながら定期的に開催されている。</u> b)提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が職種や経験年数の異なる委員から構成されているが、定期的に開催されておらず、他施設の情報等を取り入れたものでもない。 c)提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が組織されていない。	
	評価結果	サービス全般の検討内容や結果について、職員の共通認識が図られている。	
		【判断基準】	
	а	【判断基準】 a)検討内容や結果が記録されており、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持っための取り組みを行っている。 b)検討内容や結果が記録されているが、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みは行われていない。 c)検討内容や結果が記録されておらず、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みも行われていない。	

### - 7 人事管理・研修

評価

а

(1)人事管理の体制が整備されている。

結果	
	【判断基準】
	a)組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制が
	できており、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられ
	ている。
b	<u>b</u> )組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制が
	できているが、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けら

- れていない。
- c )組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制が できていない。

#### 評価 人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。 結果

・連絡調整会議(各部門の課長級で構成)が随時開催されている。 (1) -

必要な人材に関する具体的なプランが確立している。

・連絡調整会議で協議、検討された内容は支援会議等に提案されている。 (1) -

#### 【判断基準】

- a) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員 の納得を得るための仕組みを整備している。
- b)定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなさ れていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

(2	(2)職員の就業環境に配慮がなされている。		
	評価 結果	職員の就業環境や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。	
	b	<ul> <li>【判断基準】</li> <li>a)職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。</li> <li>b)職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。</li> <li>c)職員の就業環境や意向を把握していない。</li> </ul>	
	評価 結果	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	
	а	【判断基準】  a )福利厚生センター等の福利厚生事業に加入し、かつ組織として独自の福利厚生事業を実施している。 b )福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を実施していない。 c )福利厚生事業への取り組みを実施していない。	
( 3	3)職	員の研修体制が確立している。	
	評価 結果	職員の資質向上に関する目標を設定している。	
	b	【判断基準】 a)職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定し、担当者を中心にして職員研修を組織的に計画推進するための体制ができている。 b)職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標を単年度毎に設定しているが、担当者を中心にした職員研修を組織的に計画推進するための体制ができていない。 c)職員の知識や技術等の修得に関する具体的な目標も設定されておらず、組織的な計画推進もできていない。	
	評価結果	職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	
	b	【判断基準】 a)職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が 策定されている。 b)職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画は策定されていない。 c)職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられておらず、研修計画も策定されていない。	
【 -7 人事管理・研修の特記事項】 ・コンサルタント(労務士)を活用しての人事考課表<一般職員・主任職員・管理職員(自己評価を含む)			
		職員の4段階 > を取り入れている。 (1) - 的障害者福祉協会職員互助会に加入し、又近接施設との交流ソフトボ・ル大会・バレ・ボル大会・	

**ボ**-リング大会を行っている。 (2) -

## 地域等との関係

	地域寺との関係		
	- 1 1	地域社会との関係	
(	1):	地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。	
	評価 結果	社会福祉施設としての役割等についての理解を深めるための取り組みをしている。	
		【判断基準】 <ul><li><u>a)</u>社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうような活動をしていて、協力団体等の施設を支援する組織がある。</li></ul>	
	а	b)社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活動をしているが、施設を支援する組織がない。 c)社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活	
	評価結果	専門機能が地域で活用されるための取り組みをしている。	
	С	【判断基準】 a)社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設としての取り組み行い、かつ職員が共通認識を持つ機会を設けている。 b)社会福祉施設の持っている専門的な知識や地域で活用してもらうために、施設としての取り組みを行っているが、職員が共通認識を持つ機会を設けていない。 c)社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設として	

#### 【 -1 地域社会等との関係の特記事項】

の取り組みを行っていない。

・地域社会への積極参加として地元道路清掃(年4回) 黒保根地区納涼祭、文化祭には利用者の製作した 作品を出品している。

- 2 ボランティアの受け入れ			
(1)	(1)ボランティアの受け入れが適切に行われている。		
	平価 吉果	ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。	
b	o	【判断基準】 a)利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。 b)利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されているが、職員間で共通認識を図る場は設けられていない。 c)利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されていない。	
	平価 吉果	ボランティアの受け入れにあたり利用者及びボランティアに適切な説明がなされている。	
a	a	【判断基準】 a)ボランティアに対して必要な事前説明を行い、かつ利用者に対しても活動開始前の説明を十分行っている。 b)ボランティアに対して必要な事前説明を行っているが、利用者に対しての活動開始前の説明が十分ではない。 c)ボランティアに対しての必要な事前説明や利用者に対しての活動開始前の説明も行われていない。	
	平価 吉果	ボランティアの受け入れに関しての工夫がなされている。	
a	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)ボランティアに関する担当者が決められており、かつトラブル処理を含めてのボランティア受け入れマニュアルが整備されている。</li> <li>b)ボランティアに関する担当者が決められているが、マニュアルは整備されていない。</li> <li>c)ボランティアに関する担当者が決められておらず、マニュアルも整備されていない。</li> </ul> </li> </ul>	
	平価 吉果	ボランティアからの疑問等に応えている。	
a	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)ポランティアからの疑問等について適切に対応し、必要に応じて業務改善につなげる体制ができている。</li> <li>b)ボランティアからの疑問等について対応はするが、業務改善につなげるような体制はできていない。</li> <li>c)ボランティアからの疑問等を受け付けるような環境を整えていない。</li> </ul> </li> </ul>	
【 -2 ボランティアの受け入れの特記事項】			

・受入れ件数は少ないが、活動終了後には必ず意見及び感想を記載してもらっている。(1) -

2	. =	ミ習生・体験学習への対応
	_	
ÈÉ	$\overline{}$	習生や体験学習の受け入れが適切に行われている。
評	′価	実習生や体験学習の受け入れに関する基本的な考え方が明示されており、共通認識が図られてい
結	課	<u>8.</u>
		【判断基準】
		a )利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が
		明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。
b	<b>o</b>	<b>b</b> )利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が
		 明示されているが、職員間で共通認識を図る場が設けられていない。
		c )利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が
		明示されていない。
評	<del>'</del> 価	
結	果	実習や体験学習の意味について利用者及び実習生に適切な説明がなされている。
		【判断基準】
		a ) 受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行い、かつ実習や体験学習開始前に
		 利用者の了解を得ている。
a	3	b ) 受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行っているが、実習や体験学習開始
		前の利用者の了解は十分に得ていない。
		c ) 受け入れにあたって、実習生に対しての事前説明や利用者の了解は得ていない。
評	2価	
	果	効果的な実習や体験学習を行うための工夫がなされている。
		【判断基準】
		a)受け入れに関する指導担当者が決められており、かつ効果的な実習並びに体験学習が行われ
lla	,	るためにトラブル処理を含めての受け入れマニュアルが整備されている。
		b)受け入れに関する指導担当者が決められているが、受け入れマニュアルは整備されていない。
		c)受け入れに関する指導担当者が決められておらず、受け入れマニュアルも整備されていない。
<b>r</b> -3		主翌生・休齢学翌人の対応の性記事項】

#### 【 -3 実習生・体験学習への対応の特記事項】

・実習生に対する事前のオリエン - ション(宿泊での実習の内容を含む) 利用者には朝礼・ホ - ムルーム で説明をおこなっている。 (1) -

## サービスの利用開始

	リーと人の利用用始		
	- 1 サービス開始時の対応		
(	(1)サービスの開始が適切に行われている。		
	評価 結果	施設が行っているサービスに関する情報の提供を行っている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 施設が実施するサービス等の情報について、選択し易いような工夫のもと、情報提供は十分	
	а	行われている。	
		b ) 施設が実施するサービス等の情報について、選択し易いような工夫はしているが、情報提供	
		は十分ではない。	
	±π/≖	c ) 施設が実施するサービス等の情報について、選択し易いような工夫は特にしていない。	
	評価 結果	サービスの実施にあたり、利用者やその家族等に説明し、同意を得ている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> サービスの実施に先立つ利用者やその家族等に対しての説明について、施設が定める方法に	
		基づいて重要事項等の説明を行うとともに、必ず意向を把握して、同意を得ている。	
	а	b)サービスの実施に先立つ利用者やその家族等に対しての説明について、施設が定める方法に 基づいて重要事項等の説明を行い、同意は得ているが、意向の把握は十分ではない。	
		c)サービスの実施に先立つ利用者やその家族等に対しての説明について、施設が定める方法は	
		整備されておらず、重要事項等の説明も同意を得ることも十分ではない。	
(	2)利	用者との契約が適切に行われている。	
	評価		
	結果	利用契約に関する契約が適切に行われている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 利用契約については契約書を取り交わし、かつ本人が契約することが困難である場合には、	
		成年後見制度を積極的に活用して利用者に対する援助を行っている。	
	а	b)利用契約については契約書を取り交わしているが、本人が契約することが困難である場合に	
		は、成年後見制度の活用や第三者の関与等を含めて、利用者に対する援助は十分ではない。 c ) 利用契約については契約書を取り交わしているが、本人が契約することが困難である場合に	
		は、成年後見制度の活用あるいは第三者の関与等を含めて、利用者に対する援助はしていな	
		は、成年及光明度の旧市のもいは第二日の関刊等を占めて、利用目に対する設別はしている	
ſ	┣━━┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━		
.,	・パンフレットや更に詳細を説明したホームページが掲上されている。機関紙「さんわ」、家族向け「三		
1	れたよ	り」が発行されている。利用体験、見学もでき、その際に詳しい説明と質問を受け入れている。	
Ī		(1) -	

# サービス提供計画の策定・変更

り一し入徒氏山凹の水た。女丈 4、共一ば74世(四門大塚) は 70 英田 大地			
- 1 サービス提供(個別支援)計画の管理体制			
(1)	(1)サービス提供(個別支援)計画に関する責任体制が明確である。		
評価結果	1 サービス提供(個別支援)計画の作成、実施において責任者が定められている。		
а	【判断基準】 <ul> <li><u>a)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成を統括する担当者を置き、かつその実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定め、指導助言が行われている。</u></li> <li>b)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成を統括する担当者を置き、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定めているが、指導助言は十分ではない。</li> <li>c)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成を職員が個々に行なっている。</li> </ul>		
評価結果	1 サービス提供(個別支援)計画の作成及び変更において職員間で合意形成を徹底している。		
b	【判断基準】 a)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、関係する職員間の合意形成が十分図られている。 b)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、関係する職員間の合意形成は十分ではない。 c)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、関係する職員間で合意形成は図られていない。		
(2)	利用者の意向を尊重したサービス提供(個別支援)計画を作成している。		
評価結果	1 サービス提供(個別支援)計画の作成及び変更において利用者の意向に配慮している。		
b	【判断基準】 a)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、本人や家族の意向を十分に反映させている。 b)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、本人や家族の意向の反映は十分ではない。 c)利用者一人一人のサービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、本人や家族の意向は反映されていない。		
評価	1 サービス提供(個別支援)計画の作成及び変更において「説明」と「同意」を徹底している。		
а	【判断基準】 a)サービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、利用者及びその家族に説明と同意を十分得ている。 b)サービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、利用者及びその家族に説明と同意を得ることは十分ではない。 c)サービス提供(個別支援)計画の作成及び変更にあたり、利用者及びその家族に説明と同意を得ていない。		
・面会日	サービス提供(個別支援)計画の管理体制の特記事項】 3、帰省時を利用して説明と同意を得ている。保護者が来られない場合は、資料を郵送し確認後返 3、質問のある場合は電話で対応している。 (2) -		

**(**1**)** -

	- 2	サービス提供(個別支援)計画の策定
(	1)和	川用者一人一人についてアセスメントを行っている。
	評価 結果	利用者の情報(事実)を把握し、ニーズの明確化がされている。
	а	【判断基準】 <ul> <li><u>a)全ての利用者についての身体状況や生活状況等に関する情報を把握し、それに基づいてのニーズが具体的に明示されている。</u></li> <li>b)全ての利用者についての身体状況や生活状況等に関する情報を把握しているが、それに基づくニーズの具体的な明示は十分ではない。</li> </ul>
(	2 ) 禾	c)全ての利用者についての身体状況や生活状況等に関する情報の把握が十分ではなく、それに基づくニーズの具体的な明示も十分ではない。 リ用者に対するサービス提供(個別支援)計画を作成している。
	評価結果	課題解決の目標を明らかにし、目標に対するサービス提供(個別支援)計画が作成されている。
	а	【判断基準】 _a)利用者一人一人のニーズに対して、課題解決の目標を明示し、その目標に対する具体的なサービス提供(個別支援)計画を作成している。 b)利用者一人一人のニーズに対して、課題解決の目標を明示しているが、その目標に対する具体的なサービス提供(個別支援)計画の作成は十分ではない。 c)利用者一人一人のニーズに対して、課題解決の目標の明示も、その目標に対する具体的なサービス提供(個別支援)計画の作成も十分ではない。
		サービス提供(個別支援)計画の策定の特記事項】 、 <b>身体 日常生活活動 コミュニケーションスキル 社会生活技能 就労 の 5 領域</b> に

ついてアセスメントして利用者のニーズを把握している。

_			
	- 3	サービスの実施	
(	( 1 ) サービス実施に関わる記録が整備されている。		
	評価 結果	計画の実施に関わる記録が整備されている。	
	b	【判断基準】 a)一人一人の利用者について、そのサービス提供(個別支援)計画の実施状況が適切かつ十分に記録されている。 b)一人一人の利用者について、そのサービス提供(個別支援)計画の実施状況の記録が十分ではない。 c)一人一人の利用者について、そのサービス提供(個別支援)計画の実施状況が記録されていない。	

(	( 2 )各種マニュアルは見直しがされている。		
	評価 結果	サービス実施にあたり、各種マニュアル類は定期的に見直しがされている。	
	b	【判断基準】 a)マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行い、職員に周知徹底されている。 b)マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っているが、職員への周知徹底は十分ではない。	
		c ) 定期的な検証・見直しはしていない。	
l r	2	サービスの宝鉾の料料車項【	

#### 【 -3 サービスの実施の特記事項】

・マニュアルの見直しはされていないが、支援会議や各部署の会議で必要に応じ検証されている。 (2) -

	- 4 評価・変更		
(	1)サ	ービスの実施に関する評価を行っている。	
	評価 結果	利用者の情報が施設長に確実に伝わる仕組みがある。	
	b	【判断基準】 a)利用者の状況の変化等に関する情報が、責任者に確実に伝達されるための体制が整備されており、なおかつ施設長の指導助言が行われている。 b)利用者の状況の変化等に関する情報が、責任者に確実に伝達されるための体制が整備されているが、施設長の指導助言は十分ではない。 c)利用者の状況の変化等に関する情報が、責任者に確実に伝達されるための体制を整備していない。	
	評価 結果	サービス提供(個別支援)計画に基づく実施状況に関する評価がなされている。	
	b	【判断基準】 a)利用者の情報をふまえ、設定されている目標に対する実施・達成状況を定期的に評価し、必要な場合にはサービス提供(個別支援)計画の変更が行われている。 b)利用者の情報をふまえ、設定されている目標に対する実施・達成状況を定期的に評価しているが、サービス提供(個別支援)計画の変更は十分ではない。 c)利用者の情報をふまえ、設定されている目標に対する実施・達成状況の評価は定期的に行われず、サービス提供(個別支援)計画の変更も十分ではない。	
,	7 4 领债,亦再办性知事活入性知事活		

#### 【 -4 評価・変更の特記事項の特記事項】

・定期的に支援項目ごとに評価され、定められた時期にモニタリングを実施し見直しがされ支援実施書に詳細が記録されている。 (1) -

## サービスの内容

- 1 人権への配慮		
(1)人権への配慮がなされている。		
評価 結果	利用者の尊厳が守られている。	
а	【判断基準】 <u>a)接し方(年齢や状況に応じた呼称・言葉づかいを含む)については、マニュアルが整備され、改善するための検討会議や研修が設けられている。</u> b)接し方(年齢や状況に応じた呼称・言葉づかいを含む)については、マニュアルが整備されているが、改善するための検討会議や研修が設けられていない。  c)接し方(年齢や状況に応じた呼称・言葉づかいを含む)については、マニュアルが整備されていない。	
評価 結果	利用者の性に対する人権が守られている。(利用者へのセクハラ含)	
b	【判断基準】 a)利用者の性に対する人権を守るための指針等を整備し、職員の共通認識を図る場を設け周知 徹底されている。 b)利用者の性に対する人権を守るための指針等を整備しているが、職員の共通認識を図る場を 設けておらず、周知徹底は十分ではない。 c)利用者の性に対する人権を守るための指針等は整備されておらず、職員の共通認識を図る場 も設けられていない。	
評価結果	利用者への虐待等(利用者へのセクハラ含)に備えた対応方法が定められている。	
а	【判断基準】 a)虐待等については、就業規則(服務規定等)、運営管理規定等で禁止事項・罰則規定が明文化され、体罰等が行われたり、疑われたりした場合の対応策(調査委員会の設置、家族への説明、当事者への補償等)が定められている。 b)虐待等については、就業規則(服務規定等)、運営管理規定等で禁止事項・罰則規定が明文化されているが、体罰等が行われたり、疑われたりした場合の対応策(調査委員会の設置、家族への説明、当事者への補償等)は定められていない。 c)虐待等については、就業規則(服務規定等)、運営管理規定等で禁止事項・罰則規定が明文化されていない。	
評価 結果	苦情解決の体制が適切である。	
a	【判断基準】 a)苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられ、利用者及び家族への周知 徹底が図られている。 b)苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられているが、利用者及び家族 への周知が十分ではない。 c)苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、利用者及び家族 への周知も十分ではない。	

(	(2)プライバシーに配慮した支援を行っている。		
	評価 結果	利用者のプライバシーが守られる体制ができている。	
		【判断基準】 a)個人情報の取り扱いや守秘義務についての規程及びマニュアル等が整備され、職員に周知	
		 徹底されている。	
	а	b )個人情報の取り扱いや守秘義務についての規程及びマニュアル等は整備されているが、職員	
		への周知徹底は十分ではない。	
		c )個人情報の取り扱いや守秘義務についての規程やマニュアル等は整備されていない。	

#### 【 -1 人権への配慮の特記事項】

- ・毎月倫理委員会を開催して目標を全員で唱和している。担当者を毎月変更し毎月の反省会議、当該年度 の反省会議を実施して、内容は引継ぎ会議で報告している。また、毎月の標語をパソコンの待ち受け画 面に掲上して人権に対する意識を促している。 (1) -
- ・「個人情報の保護に関する方針」並びに「個人情報保護に関する心得」が整備され、倫理委員会、支援会議で検討されている。 (2) -

_			
	- 2	生活環境	
(	(1)生活環境が適切に整備されている。		
	評価 結果	利用者の居室環境への配慮がなされている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 居室環境のあり方について、利用者・職員ともに日常的な課題として意識しており、いろいろな指摘や提案を行う機会を設け、かつ利用者の意思が反映されるような居室環境の整備がなされている。	
	а	b) 居室環境のあり方について、利用者・職員ともに日常的な課題として意識し、いろいろな指摘や提案を行う機会は設けられているが、利用者の意思が反映されるような居室環境の整備はなされていない。	
		c ) 居室環境のあり方について、利用者・職員ともに日常的な課題として意識しておらず、いろいろな指摘や提案を行う機会も設けられていない。	
	評価 結果	利用者のプライバシーを保護するような環境づくりがなされている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 生活環境におけるプライバシー保護について、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。	
	а	b )生活環境におけるプライバシー保護について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、	
		環境づくりへの反映が十分ではない。	
		c )生活環境におけるプライバシー保護について、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、	
		環境づくりへの反映も十分ではない。	

評価 結果	利用者のための共用スペースの環境づくりに配慮している。
	【判断基準】
	<u>a)</u> 利用者のための共用スペースのあり方について職員の共通認識を得る場が設けられ、環境づ
	くりに具体的に反映させている。
а	b ) 利用者のための共用スペースのあり方について職員の共通認識を得る場が設けられている
	が、環境づくりへの具体的な反映は十分ではない。
	c )利用者のための共用スペースのあり方についての職員の共通認識を得る場は設けられておら
	ず、環境づくりへの具体的な反映もなされていない。

#### 【 -2 生活環境の特記事項】

- ・量、フローリング、ベット利用等、利用者の特性や要望に配慮した居室整備がされている。居室のスペースを広げ採光を考えた改装が一部の寮で見られた。 (1) -
- ・共有ホールは床暖房が整備されテレビ、コタツが配置されている。また、希望者に食事を摂る場として 提供されている。 (1) -
- ・地域交流ホーム、食堂は共有スペースとして集会や余暇活動に利用している。 (1) -

	- 3 コミュニケーション		
(1)利用者へのコミュニケーションの支援が適切に行われている。			
	評価 結果	コミュニケーションについてのマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。	
		【判断基準】	
		a ) コミュニケーションの手段やサインの発見と確認に心掛る等のマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。	
	С	b )コミュニケーションの手段やサインの発見と確認に心掛る等のマニュアルが整備されている	
		が、職員の共通認識を図る場が設けられていない。	
		<u>c)</u> コミュニケーション手段やサインの発見と確認に心掛る等のマニュアルが整備されていな	
		l I.	
	評価	コミュニケーションの支援について、支援が必要な利用者に対して、具体的な支援が実施されて	
	結果	いる。	
		【判断基準】	
		a ) コミュニケーションについて支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計	
		画に明示され、関係する職員の共通認識を図る場を設け、それに基づく支援が具体的に実	
		施されている。	
	b	<u>b)</u> コミュニケーションについて支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計	
		画に明示され、関係する職員の共通認識を図る場を設けているが、それに基づく具体的な	
		支援は十分ではない。	
		c ) コミュニケーションについて支援が必要な利用者に対しては、サービス提供 ( 個別支援 ) 計	
		画に明示されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。	
r	- 3	コミュニケーションの特記事項】	

#### 【 -3 コミュニケーションの特記事項】

・コミュニケーションの取りづらい利用者には、情報提供方法として写真や資料を提示し説明する工夫ができている。 (1) -

## - 4 移動

(1)利用者に対する移動の支援が適切に行われている。

評価結果

a

移動(移乗)の支援について、支援が必要な利用者に対して具体的な支援が実施されている。

#### 【判断基準】

- a)移動について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、 関係する職員の共通認識を図る場を設け、それに基づいての具体的な支援が実施されてい る。
- b)移動について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、 関係する職員の共通認識を図る場を設けているが、それに基づく具体的な支援は十分では ない。
- c)移動について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。

#### 【 -4 移動の特記事項】

・利用者の重度化や高齢化によりマンツーマンの対応が多くなり、日々の利用者の状態把握が引継ぎ会議や支援会議で検討されている。

	- 5 食事		
(	(1)利用者に対する食事の支援が適切に行われている。		
	評価 結果	食事についてのマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。	
	а	【判断基準】 <b>a)食事に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</b> b )食事に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。         c ) 食事に関するマニュアルが整備されていない。	
	評価 結果	食事の支援について、支援が必要な利用者に対して具体的な支援が実施されている。	
	a	【判断基準】 a)食事について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、関係する職員の共通認識を図る場を設け、それに基づく具体的な支援が実施されている。 b)食事について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、かつ関係する職員の共通認識を図る場を設けているが、それに基づいての具体的な支援は十分ではない。 c)食事について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。	
(	2)快	R.適な食事環境の整備に配慮している。	
	評価 結果	利用者の食事の状況を把握し、それに応じたメニューが提供されている。	
	а	【判断基準】 a)利用者一人一人の食事の状況を把握し、かつ利用者の意見、要望に配慮し、メニューの改善に反映させている。 b)利用者一人一人の食事の状況を把握しているが、利用者の意見、要望に配慮したメニューの改善は十分ではない。 c)利用者一人一人の食事の状況を把握していない。	

評価 結果	利用者が食事を楽しむことができるような工夫をしている。
	【判断基準】
	a)食事を楽しむことができるような環境づくりについて、職員の共通認識を図る場が設けら
	れ、かつ利用者の意見、要望に配慮した工夫がなされている。
b	<b>b)</b> 食事を楽しむことができるような環境づくりについて、職員の共通認識を図る場が設けら
	れているが、利用者の意見、要望に配慮した工夫は十分ではない。
	c ) 食事を楽しむことができるような環境づくりについて、職員の共通認識を図る場が設けら
	れておらず、工夫も特にされていない。

#### 【 -5 食事の特記事項】

- ・生活支援マニュアルが生活全般に渡り項目ごとに整備されている。「利用者の動き」「支援者の動き」 「留意点」が細部にわたり記録されている。 (1) -
- ・利用者個々の「食生活表」が整備されている。年齢、身長、体重、標準体重、食事内容(カロリー、形態、制限)、嗜好内容、食生活に関する留意点が聞き取りの結果、一覧表にまとめられ利用者の食に関する内容がわかり易く表示されている。 (2) -

	- 6 入浴(清拭を含む)			
(	( 1 ) 利用者に対する入浴・清拭の支援が適切に行われている。			
	評価 結果	入浴についてのマニュアル(安全確保含む)があり、職員の共通認識が図られている。		
		【判断基準】		
	a	<u>a)入浴に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</u> b)入浴に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。 c)入浴に関するマニュアルが整備されていない。		
	評価 結果	入浴の支援について、支援が必要な利用者に対して適切に実施されている。		
	а	【判断基準】 a) 人浴について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、関係する職員の共通認識を図る場を設け、それに基づく具体的な支援が実施されている。 b) 入浴について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、かつ関係する職員の共通認識を図る場を設けているが、それに基づく具体的な支援は十分ではない。 c) 入浴について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。		
	評価 結果	入浴・清拭時のプライバシーや同性介助への配慮がなされている。		
	а	【判断基準】 <u>a)入浴・清拭時におけるプライバシーの確保や同性介助のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられ、支援に具体的に反映されている。</u> b)入浴・清拭時におけるプライバシーの確保や同性介助のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、支援への反映は十分ではない。  c)入浴・清拭時におけるプライバシーの確保や同性介助のあり方について、職員の共通認識を図る場は特に設けられていない。		

(	(2)快適な入浴環境の整備に配慮している。		
	評価 結果	快適な入浴の環境づくりに取り組んでいる。	
	а	【判断基準】 <u>a)快適な入浴環境のあり方について職員の共通認識を得る場が設けられ、かつ利用者の意見、要望等に配慮して環境づくりに具体的に反映されている。</u> b)快適な入浴環境のあり方について職員の共通認識を得る場が設けられているが、利用者の意見、要望等への配慮や環境づくりへの具体的な反映も十分ではない。  c)快適な入浴環境のあり方について職員の共通認識を得る場は設けられておらず、環境づくりへの具体的な反映はなされていない。	

#### 【 -6 入浴(清拭を含む)の特記事項】

- ・リフト浴、シャワーチェアーが取り入れられ、個々の身体的、精神的障害に沿った対応が図られている。 (1)-
- ・浴室の床の段差をなくし、手すりや脱衣場の床暖も取り入れている。銭湯のような絵画が描かれ、暖簾が下げられ浴室の雰意気作りが施されている。24時間循環浴槽が整備されていることで支援の必要な利用者に対応することができている。 (2)-

_				
	- 7 排泄			
(1)利用者に対する排泄の支援が適切に行われている。				
	評価 結果	排泄についてのマニュアルがあり、職員の共通認識が図られている。		
	а	【判断基準】 <u>a)排泄に関するマニュアルが整備されており、職員の共通認識を図る場が設けられている。</u> b)排泄に関するマニュアルが整備されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c)排泄に関するマニュアルが整備されていない。		
	評価 結果	排泄の支援について、支援が必要な利用者に対して、具体的な支援が実施されている。		
	a	【判断基準】  a) 排泄について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、 関係する職員の共通認識を図る場を設け、それに基づく具体的な支援が実施されている。 b) 排泄について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示され、 関係する職員の共通認識を図る場を設けているが、それに基づく具体的な支援は十分ではない。 c)排泄について支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示されているが、職員の共通認識を図る場は設けられていない。		
	評価結果	排泄時の安全や快適性に配慮されている。		
	b	【判断基準】 a)排泄時の安全や快適性について職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。 b)排泄時の安全や快適性について職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映は十分ではない。 c)排泄時の安全や快適性について職員の共通認識を図る場が設けられていない。		

#### 【 -7 排泄の特記事項】

・個別チェック体制が図られ、定時誘導、オムツ利用、便秘対策、排便チェックが導入されている。

**(1)** -

	- 8 身だしなみ			
(	( 1 ) 利用者の身だしなみや清潔保持が適切に行われている。			
	評価	身だしなみや清潔保持について、支援が必要な利用者に対して、具体的な支援が実施されてい		
	結果	<b>ే</b> .		
		【判断基準】		
		a ) 身だしなみについて支援が必要な利用者に対しては、サービス提供 ( 個別支援 ) 計画に明示		
		され、関係する職員の共通認識を図る場を設け、それに基づく具体的な支援が実施されて		
		いる。		
	b	<u>b)</u> 身だしなみについて支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示		
		され、関係する職員の共通認識を図る場を設けているが、それに基づく具体的な支援は十		
		分ではない。		
		c ) 身だしなみについて支援が必要な利用者に対しては、サービス提供(個別支援)計画に明示		
	2 \ T	されているが、関係する職員の共通認識を図る場は設けられていない。		
(		川用者の理・美容が適切に行われている。 		
	評価	利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。		
	結果	▼ Malbler to Me ■		
	а	【判断基準】		
		<u>a)</u> <b>髪型や化粧等は、利用者の個性や好みを尊重し、選択について適切に支援している。</b> b)髪型や化粧等は、利用者の個性や好みを尊重しているが、選択についての支援は十分で		
		D) 麦型 P化粧等は、利用有の個性 P好のを尊重しているが、選択についての又接は「力ではない。		
		c ) 髪型や化粧等は、利用者の個性や好みを尊重していない。		
	2 N F	リ用者の衣服の選択が適切に行われている。		
_		1円台の衣服の選択が週切に11771にいる。		
	評価結果	衣服について利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。		
	和未	【判断基準】		
		a ) 衣服は、利用者の個性や好みを尊重し、選択について適切に支援している。		
	а	b) 衣服は、利用者の個性や好みを尊重しているが、選択についての支援は十分ではない。		
		c ) 衣服は、利用者の個性や好みを尊重していない。		
	評価	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	結果	衣類の汚れや破損に気づいた時等の対応が適切に行われている。		
		【判断基準】		
		a)汚れや破損が生じた場合には、職員の共通認識のもと、速やかかつ適切に対処されている。		
	b	<u>b)</u> 汚れや破損が生じた場合には、個々の職員の判断で対処されている。		
	l			

#### 【 -8 身だしなみの特記事項】

・生活支援マニュアル内「所見配慮」項目に身だしなみ全般の対応が整備され支援に反映されている。(衣服、健康、美容、化粧、爪、耳,鼻、眼、髭の手入れ) (1)-

c ) 汚れや破損が生じた場合の対処は十分ではない。

・女性は好みに合わせ5人程がパーマをかけ、希望者には化粧やマニュキアの支援も実施している。男性は 整髪料を希望に応じて利用している。 (1) -

#### - 9 睡眠

(1)睡眠環境が適切に整備されている。

評価結果

b

利用者の安眠について配慮がなされている。

#### 【判断基準】

- a)利用者が安眠できる環境について、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ利用者の意見、要望に配慮した環境づくりに具体的に反映されている。
- <u>b</u>)利用者が安眠できる環境について、職員の共通認識を得る場が設けられているが、利用者の 意見、要望に配慮した環境づくりへの反映は十分ではない。
- c ) 利用者が安眠できる環境について、職員の共通認識を得る場は設けられておらず、環境づく りへの具体的な反映はなされていない。

#### 【 -9 睡眠の特記事項】

・寝具類は本人の要望や身体的機能面に配慮した物を選んでいる。(布団、ベット、転倒・転落防止ベット等) 不眠者には、保健課との連携を図り日中の活動内容を見直し必要な人には服薬の調整を検討実施している。

# -10 預り金(1)預かり金の管理・運用が適切である。評価<br/>結果預かり金について、管理体制が適切である。

- a)利用者の預かり金は、契約に基づいて適切に運用されている。
- b) 利用者の預かり金は、契約に基づいているが、運用は十分ではない。
- c)利用者の預かり金は、契約を結ばず、運用は適切にされていない。

評価 金銭の自己管理ができるように配慮されている。 結果

#### 【判断基準】

【判断基準】

- a)自己管理を希望する人には、金銭等を保管する場所と使い方に関する情報を提供し、支援している。
- b) 自己管理を希望する人には、一部、支援している。
- c ) 自己管理は認めていない。

#### 【 -10 預り金の特記事項】

b

・利用者用個別ロッカー (80人用) で職員による金銭管理がされているが個人で鍵を管理している10名程度の利用者は数百円の自己管理をしている。 (1) -

	-11 外出・外泊		
(	(1)外出・外泊の支援が適切に行われている。		
	評価 結果	外出は利用者の希望に応じて行われている。	
	а	<ul><li>【判断基準】</li><li><u>a)</u>外出を希望する利用者への配慮が十分行われている。</li><li>b)外出を希望する利用者への配慮が十分ではない。</li><li>c)個別の外出は行われていない。</li></ul>	

評価 結果	外泊(主に家庭)は利用者の希望に応じた支援を行っている。
а	【判断基準】 <u>a)外泊は利用者の希望に応じるよう配慮され、必要に応じて調整し、実施されている。</u> b)外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されているが、対応が十分ではない。 c)外泊は利用者の希望に応じていない。

#### 【 -11 外出・外泊の特記事項】

- ・ホームタウンプログラム(社会体験)が整備され、近隣の町を利用した交通機関の利用や近隣の商店など社会的資源の活用方法支援が利用者と話し合われ定期的に実施されている。その際、職員による付き添いボランティアの支援もある。 (1) -
- ・夏のグループ旅行が自治会で提案され職員が案を作成し五名以上の希望者が集まった場合一泊旅行、日帰り旅行を実施している。(ディズニー、お台場、温泉、東京ドーム、キャンプ等) (1)-

_				
	-12	行事・レクリエーション・余暇の支援		
(	1)行	f事やレクリエーションの支援が適切に行われている。		
	評価 結果	行事やレクリエーション等への参加は利用者の意思を尊重している。		
		【判断基準】		
		<u>a)</u> レクリエーション・各種行事等のプログラムは、利用者の意見を採り入れて、参加しやすい		
		ように計画され、かつ参加しにくい人への配慮もなされている。		
	а	b)レクリエーション・各種行事等のプログラムは、利用者の意見を採り入れて、参加しやすい		
		ように計画されているが、参加しにくい人への配慮は十分ではない。		
		c )レクリエーション・各種行事等のプログラムは、利用者が参加しやすいように計画されてい		
		ない。		
(	2)利	]用者の余暇に対する支援が適切に行われている。		
	評価 結果	利用者一人一人の余暇の過ごし方に対する支援が行われている。		
		【判断基準】		
		<u>a)</u> 利用者の余暇の過ごし方については、一人一人の意思を尊重することの重要性が職員に		
		共通認識され、かつ支援が必要な利用者に対してはサービス提供(個別支援)計画に基		
		づいて具体的な支援が実施されている。		
	а	b )利用者の余暇の過ごし方については、一人一人の意思を尊重することの重要性が職員に共		
		通認識されているが、支援が必要な利用者に対してはサービス提供(個別支援)計画に		
		基づいての具体的な支援が十分ではない。		
		c )利用者の余暇の過ごし方については、一人一人の意思を尊重することの重要性を職員が共通		
		認識していない。		
l -		/= 1 5 1 - 5 5 5 6 m 6 + 42 = + 1		

#### 【 -12 行事・レクリエーション・余暇の支援の特記事項】

・日中活動の場で「お達者クラブ」に所属する利用者は午前中をリクリエーションにあて、全盲の利用者 にはピーズ暖簾作成など工夫した支援が見られる。 (2) -

_			
	-13 家族との連携		
(	(1)家族との連携が適切である。		
	評価 結果	家族への情報提供が適切に行われている。	
	а	【判断基準】 a)家族には、定期的に施設全般の情報が提供されているとともに、利用者個人の情報も十分に提供されている。 b)家族には、定期的に施設全般の情報が提供されているが、利用者個人の情報の提供は不十分である。 c)家族には、施設全般の情報や利用者個人の情報がほとんど提供されていない。	
	評価 結果	家族と共通認識を深める機会を積極的に設定している。	
	а	【判断基準】 <u>a)家族会・保護者会などが組織され、密接に連携して、家族向けの広報紙発行や講演会・学習会等を積極的に実施している。</u> b)家族会・保護者会などが組織され、連携はとれているが、家族向けの広報紙発行や講演会・学習会等の実施は十分ではない。  c)家族会・保護者会などの組織が機能していない。	

#### 【 -13 家族との連携の支援の特記事項】

- ・家族連携マニュアルが整備されている。(基本姿勢、情報提供・連絡相談、帰省中の支援、緊急時の対応) (1)-
- ・家族向け機関紙「三和たより」を毎月発行し施設の情報を知らせている。 (1) -
- ・帰省時には、生活記録表により生活状況の報告を受け、必要に応じて電話での状況報告を受けている。

**(1)** -

・県外の施設を見学する研修に保護者20名参加者があり、保護者研修会では、自立支援法、グランドデザイン、自閉症研修会が開催された。 (1)-

#### -14 相談等の援助

(1)利用者・家族からの相談に適切に対応している。

評価 結果	利用者・家族からの多様な相談に積極的に対応している。
	【判断基準】
	<u>a)</u> 相談についてのマニュアルが整備され、利用者や家族からの多様な相談に積極的に対応でき
	るような体制になっている。
а	b ) 相談についてのマニュアルが整備されているが、利用者や家族からの多様な相談に対応でき
	るような体制は十分ではない。
	c )相談についてのマニュアルは整備されておらず、利用者や家族からの多様な相談に対応でき
	るような体制も十分ではない。

#### 【 -14 相談等の援助の特記事項】

- ・「三和会苦情解決実施要綱」が策定され、利用者、家族に説明がされている。
- ・苦情受付担当者から管理者、職員に報告され結果が報告書で記録される仕組みが実施されている。
- ・「ご意見箱」の設置があり苦情及び相談に活用されている。

## 利用者の主体的な活動への支援

	一 利用省の工件では位割への文扱			
	- 1 利用者の意向の尊重			
(	(1)利用者の主体的な活動への支援が適切である。			
	評価 結果	利用者が主体的に行う活動については、その意思を尊重して支援している。		
		【判断基準】		
		a) 利用者が主体的に行う活動について、職員が共通認識を得る場が設けられ、かつ支援が必要な利用者に対して、その意思を尊重した具体的な支援を実施している。		
	а	b ) 利用者が主体的に行う活動について、職員が共通認識を得る場が設けられているが、支援が		
		必要な利用者に対して、その意思を尊重した具体的な支援が十分ではない。		
		c )利用者が主体的に行う活動についての職員の共通認識が希薄であり、その意思を尊重した支		
		援がなされていない。		
	評価 結果	利用者による自治会ないし利用者の会等がある。		
	а	【判断基準】 a)自治会ないし利用者の会等が組織され、施設運営の責任者と定期的に及び必要な場合には随時協議を行い、利用者の意向が施設運営に反映されている。 b)自治会ないし利用者の会等が組織されているが、利用者の意向は施設運営にほとんど反映されていない。 c)自治会ないし利用者の会等は組織されていない。		
(	2)禾	]用者の生活内容 (酒、たばこ) の選択が自由である。		
	評価 結果	酒、たばこについては、基本的に飲酒・喫煙の自由が認められている。		
		【判断基準】		
	а	a)酒やたばこの書については、必要な情報の提供を行い、場所・時間・方法(喫煙場所、 飲酒場所・時間、一気呑みの禁止等)に様々な配慮のもと、基本的に飲酒・喫煙を認め ている。 b)行事等、特定の場合のみ飲酒・喫煙を認めている。 c)飲酒・喫煙は認めていない。		
[	- 1	利用者の意向の尊重の特記事項】		
•	・クラブ活動は自由参加で八種の活動が実施されている。(ドライブ・ボウリング・カラオケ・料理・映			
Ī	画・書道・絵画・手芸) 地元の夏祭りに参加して模擬店を出している。(1) -			
•	・喫煙者10名、職員が管理して喫煙場所も決められている。飲酒者1名、毎日晩酌している。 (2) -			

#### - 2 地域生活への移行

(1)地域生活への移行の支援が適切である。

評価結果

a

地域生活に向けての支援を行っている。

#### 【判断基準】

- <u>a)</u>地域移行に際しては、必要な情報や資料を提供し、そのための支援プログラムが用意され、 利用者に応じた地域移行が実現している。
- b)地域移行に際しては、必要な情報や資料を提供し、そのための支援プログラムは用意されているが、地域移行は実現していない。
- c)地域移行に関して、特に情報や資料を提供していない。

#### 【 -2 地域生活への移行の特記事項】

・法人の就労支援センターによる就労支援と地域移行プログラムによる生活支援を同時に進め、グループ ホームを生活の場として地域移行の実績がある。

## 健康管理・安全管理

#### - 1 健康管理

(1)利用者の日常の健康管理が適切に行われている。

評価 結果

a

利用者のための健康管理体制が整っている。

#### 【判断基準】

- a)健康管理のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ健康の維持・増進のための日常生活の中に取り入れるプログラム等が用意され、利用者のための健康管理が十分できている。
- b)健康管理のあり方について職員の共通認識を図る場が設けられ、健康の維持・増進のための 日常生活の中に取り入れるプログラム等も用意されているが、利用者のための健康管理は 十分ではない。
- c )健康管理のあり方について職員の共通認識を図る場は設けられておらず、利用者のための健康管理も十分ではない。

#### 【 -1 健康管理の特記事項】

- ・健康管理会議を中心とした運営体制が組織され、栄養士、調理師、支援課長、各寮主任、看護師が構成 員となっている。
- ・緊急時対応マニュアルが整備され,事故、急病の応急処置対応や医療機関との連絡、連携が図られている。

2						
- 2 安全管理						
(1)事故防止のための取り組みを行っている。						
	評価 結果	発生した事故を把握し、職員の共通認識が図られている。				
	a 評価 結果	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)サービス実施中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例については、責任者に確実に伝わる体制が整備され、かつ職員の共通認識を図る場を設け、周知徹底されている。</li> <li>b)サービス実施中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例については、責任者に確実に伝わる体制が整備され、かつ職員の共通認識を図る場を設けているが、周知徹底は十分ではない。</li> <li>c)サービス実施中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例については、責任者に伝わっているが、職員の共通認識を図る場を設けていない。</li> </ul> </li> <li>事故防止のための具体的な取り組みを行っている。</li> </ul>				
	a	<ul> <li>【判断基準】</li> <li><u>a)発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設け、具体的な工夫を行っている。</u></li> <li>b)発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設けているが、具体的な工夫は十分ではない</li> <li>c)発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析は行われておらず、事故防止についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</li> </ul>				
( :	2 ) 重お	女や災害発生時の対応体制が確立している。				
( .	評価結果	事故補償(賠償)を行うための方策を講じ、周知している。				
	С	【判断基準】 a)利用者に生じた損害等について、想定される保険事故に対応(補償)できる方策を講じ、その内容等について説明会等を開催し、利用者及び職員に周知している。 b)利用者に生じた損害等について、想定される保険事故に対応(補償)できる方策を講じ、その内容等について利用者及び職員に知らせている。 c)利用者に生じた損害等について、想定される保険事故に対応(補償)できる方策を講じているが、その内容等について利用者及び職員には知らせていない。				
	評価 結果	防災に関するマニュアルが整備され、職員の共通認識が図られている。				
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられている。</li> <li>b)事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。</li> <li>c)事故や災害に適切に対応できるマニュアルは整備されていない。</li> </ul> </li> </ul>				

(	(3)薬品の管理が適切である。				
	評価 結果	内服薬・外用薬等の扱いはマニュアル等が用意され、適切に行われている。			
		【判断基準】			
		<u>a)</u> 一人一人の利用者に使用される薬物の管理(保管から服用・使用確認に至るまで)について			
		は、マニュアルが用意され、職員に周知徹底されている。			
	а	b)一人一人の利用者に使用される薬物の管理(保管から服用・使用確認に至るまで)について			
		は、マニュアルが用意されているが、職員への周知徹底が十分ではない。			
		c ) 一人一人の利用者に使用される薬物の管理(保管から服用・使用確認に至るまで)について			
		のマニュアルが用意されていない。			

#### 【 -2 安全管理の特記事項】

・危機管理委員会が設置され、三ヶ月に一度委員会を開催し、リスクマネジメントの推進方策・取り組み 内容の広報・事故が発生した場合の対応策及び分析を実施している。 (1) -

- 3 衛生管理・感染症対策					
(1)衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。					
	評価 結果	衛生管理に関するマニュアルが整備され、職員の共通認識が図られている。			
	b	【判断基準】			
		a )施設の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場			
		が設けられている。			
		<u>b)</u> 施設の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図			
		るための場が設けられていない。			
		c ) 施設の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。			
	評価				
	結果	心不正(の人)がについては、ヘーユンがが正備という、私臭の人,危险時が囚りいている。			
		【判断基準】			
	b	a)感染症への対応についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられ			
		ている。			
		<u>b</u> )感染症への対応についてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための場が			
		設けられていない。			
		c ) 感染症への対応についてのマニュアルは整備されていない。			
	評価	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルが整備され職員の共通認識が図られている。			
	結果 a	【判断基準】			
		a)調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るため			
		の場が設けられている。			
		b ) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図			
		るための場が設けられていない。			
		c ) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。			
ľ	- 3	衛生管理・感染症対策の特記事項】			

・給食業務は外部委託され、施設側との業務区分マニュアル及び衛生管理マニュアルが整備され衛生日誌 並びに58巡回パトロール表(60項目の衛生管理チェック表)でチェック判定が定期的に実施されている。

(1) -